



目 次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	1
◎告示（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止）の一部改正（漁業管理課）	1
○高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正（土木政策課）	1
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
高知海区漁業調整委員会指示	
○高知県海面におけるうみがめの採捕に係る指示	2
落札公告	
○落札者等の公告（会計管理課）	2

告 示

高知県告示第707号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月10日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡東洋町野根字生見谷乙3464の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第708号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月10日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町用居字ニシラクノ丁939の3（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第709号

令和3年11月高知県告示第938号（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和5年11月10日

高知県知事 濱田 省司

1の表中

11月1日から翌年6月30日まで	定めなし	定めなし	1
------------------	------	------	---

を

11月1日から翌年6月30日まで	定めなし	定めなし	12
------------------	------	------	----

に改める。

高知県告示第710号

高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成16年8月高知県告示第543号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月10日

高知県知事 濱田 省司

第3条第5項中「同法第27条の23の規定による経営事項審査（同項第2号において「経営事項審査」という）を「経営事項審査（同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ）」に改め、同条第6項第4号中「前日」を「前日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の9月30日）」に改め、同条第7項第1号中「審査基準日」を「審査基準日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の10月1日）」に改め、同項第2号中「審査基準日前の直近の7月末日」を「審査基準日前の直近の7月末日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の7月末日）」に改め、「（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の7月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受けていない者）」を削り、同項第3号中「前日」を「前日（第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査にあつては、申請日前の直近の9月30日）」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（令和5年8月中に事業年度が終了した者に係る資格審査の特例）

- 令和5年8月中に事業年度が終了した者は、令和5年度に実施される資格審査における経営事項審査の総合評定値について、令和4年8月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査の総合評定値又は令和5年8月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査の総合評定値のいずれかにより資格審査を申請することができる。
- 前項の規定に基づき令和5年8月中に事業年度が終了した者が同月末日までに終了した事業年度に係る経営事項審査の総合評定値により資格審査を申請する場合における第3条第7項第2号の規定の適用については、同号中「7月末日（）」とあるのは、「8月末日（）」とする。

附 則

この告示は、令和5年11月10日から施行する。

高知県告示第711号

室戸市吉良川町の一部地区、安芸市穴内及び畑山の各一部地区、土佐市宇佐町宇佐の一部地区、須崎市吾井郷甲及び下分乙の各一部地区、高岡郡四万十町興津の一部地区並びに幡多郡黒潮町下田の口及び上田の口の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年11月10日
高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称
 (1) 室戸市
 (2) 安芸市
 (3) 土佐市
 (4) 須崎市
 (5) 四万十町
 (6) 黒潮町

2 調査を行った地域及び時期
 (1) 室戸市吉良川町の一部
 平成30年度及び令和元年度
 (2) 安芸市穴内及び畑山の各一部
 令和 2 年度及び令和 3 年度
 (3) 土佐市宇佐町宇佐の一部
 令和 2 年度及び令和 3 年度
 (4) 須崎市吾井郷甲及び下分乙の各一部
 令和 2 年度及び令和 3 年度
 (5) 高岡郡四万十町興津の一部
 令和元年度から令和 3 年度まで
 (6) 幡多郡黒潮町下田の口及び上田の口の各一部
 令和 2 年度及び令和 3 年度

3 成果の名称
 (1) 室戸市地籍図及び地籍簿
 (2) 安芸市地籍図及び地籍簿
 (3) 土佐市地籍図及び地籍簿
 (4) 須崎市地籍図及び地籍簿
 (5) 四万十町地籍図及び地籍簿
 (6) 黒潮町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
 令和 5 年11月10日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、奈半利町本村部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和 5 年11月10日
高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	松浦 健	安芸郡奈半利町乙3986番地
〃	高橋 剛	〃 〃 乙3352番地
〃	中島 和雄	〃 〃 乙3078番地 2
〃	安岡 秀樹	〃 〃 乙2936番地

〃	谷岡 忠一	〃 〃	乙2897番地 7
〃	西尾 則好	〃 〃	乙2648番地
〃	岸上 重雄	〃 〃	乙2612番地
〃	和田 守男	〃 〃	乙1765番地 4
〃	竹崎 稔	〃 〃	乙1180番地
〃	松岡 登	〃 〃	乙301番地 1
〃	利岡 利春	〃 〃	乙310番地
〃	加門 英雄	〃 〃	乙1122番地 1
〃	中山 光男	〃 〃	乙4794番地 2
〃	谷口 雅英	〃 〃	乙1624番地 1
〃	廣末 秀明	〃 〃	乙3063番地
監事	戸梶 春男	〃 〃	乙2271番地
〃	岸上 一好	〃 〃	乙2600番地 2
〃	濱中 芳久	〃 〃	乙2895番地 3
(就任)			
理事	松浦 健	安芸郡奈半利町	乙3986番地
〃	下村 晴一	〃 〃	乙3893番地 3
〃	中島 和雄	〃 〃	乙3078番地 2
〃	安岡 秀樹	〃 〃	乙2936番地
〃	谷岡 忠一	〃 〃	乙2897番地 7
〃	改田 吉範	〃 〃	乙2899番地
〃	岸上 重雄	〃 〃	乙2612番地
〃	西岡 修一	〃 〃	乙2760番地 2
〃	竹崎 稔	〃 〃	乙1180番地
〃	松岡 登	〃 〃	乙301番地 1
〃	利岡 利春	〃 〃	乙310番地
〃	加門 英雄	〃 〃	乙1122番地 1
〃	中山 光男	〃 〃	乙4794番地 2
〃	谷口 雅英	〃 〃	乙1624番地 1
〃	廣末 秀明	〃 〃	乙3063番地
監事	戸梶 春男	〃 〃	乙2271番地
〃	岸上 一好	〃 〃	乙2600番地 2
〃	濱中 芳久	〃 〃	乙2895番地 3

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第101号
 高知県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和 5 年10月30日に次のとおり指示した。

令和 5 年11月10日
高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

(定義)
 1 この指示において「うみがめ」とは、うみがめ科 3 種（あお

うみがめ、あかうみがめ及びたいまい) をいう。

(採捕の制限)

2 高知県海面においては、うみがめを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

(1) 試験研究の用に供しようとする者
 (2) 委員会が特に認めた者
 (採捕期間の制限)

3 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、5月1日から7月31日までの間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。
 (雌がめの採捕禁止)

4 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。
 (承認証の携帯)

5 委員会の採捕の承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとするときは、委員会の採捕の承認に係る承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。
 (報告書の提出)

6 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間終了後又は承認数到達後速やかに、うみがめの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。
 (承認の取消し)

7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。
 (事務取扱要領)

8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領によるものとする。
 (指示の有効期間)

9 この指示の有効期間は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年12月31日までとする。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成 7 年高知県規則第125号）第 8 条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和 5 年11月10日
高知県知事 濱田 省司

1 落札に係る購入物品の名称及び数量
 室戸高等学校外42校で使用する電気 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
315,732,868円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和5年8月29日